

<p>(委託費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査会社、コンサルタント会社、システム開発会社等への委託費用 <p>(注書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業活動に伴う経費を除き、助成事業実施年度の支出に限る。 	<p>の購入、製作又は改良の費用</p> <p>(委託費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査会社、コンサルタント会社、システム開発会社等への委託費用（<u>就業規則の作成・改正及び賃金制度の整備は除く。</u>） <p>(注書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業活動を行うに当たり、<u>社会通念上当然に必要となる経費を除く。</u> ・上記費用の支出が、第6条の決定の属する会計年度以外の年度にも支出される場合は、当該会計年度の支出に限る。
---	---

(1) 「④助成対象となる経費」関係

- ・ 労働能率増進に資する設備投資等の経費には、単なる経費削減のための経費（(例) LED電球への交換、エコカーへの買い替え等）、職場環境を改善するための経費（(例) エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）は含まれないこと。
- ・ 「機械装置等購入費」の欄「特種用途自動車」とは、車両に対して付与されるナンバープレートの「車種を表す数字」が8で始まるものをいうこと。具体的には、車椅子リフト付き自動車、トラクター等の農作業車、除雪車等
- ・ 「機械装置等購入費」の欄「パソコン」には、例えば、POSシステム、会計給与システム等特定業務専用のシステムに組み込まれて用いられ、汎用ソフトを使用してはならない仕様であれば、対象外とはしないこと。
- ・ 「社会通念上当然に必要となる経費」とは、同一規模の同一業種においては一般的に保有・使用している機器の購入経費を指すこと。
 - (例) 「社会通念上当然に必要となる経費」として一般的に助成対象外となるもの
 - ・ 飲食店における冷蔵庫の購入経費
 - ・ 美容業における美容機器の購入経費
 - ・ 倉庫業におけるフォークリフトの購入経費

(2) 交付要件の追加

事業者名の公表に同意した者

（業務改善助成金を活用して自主的に賃金を引き上げた好事例として紹介することがあります。）

改正された「業務改善助成金交付要綱」及び「業務改善助成金申請等様式」は、長野労働局HPの『業務改善助成金』に掲載しています。

なお、ご不明な点等がございましたら、長野労働局賃金室（TEL026-223-0555）までお問い合わせください。